

安全・適正就業委員会だより

H30,6
第3号

シルバー保険について再確認！

木津川市シルバー人材センターでは、会員が就業中に傷害などを被った場合に補償を行うシルバー人材センター団体傷害保険と、会員が業務の遂行中に他人の身体や財物に損害を与えた場合などに補償を行う、シルバー人材センター賠償責任保険に加入しています。

団体傷害保険・・・会員が就業中、就業途上に怪我をされた場合。

通院2,000円/日 入院3,000円/日 死亡:900万円など。

※治療の後、通院・入院日数等をセンターに報告していただき、センターから保険会社に請求いたします。なお、怪我の状況によっては病院の診断書が必要となり、その際の費用は会員負担になります。

賠償責任保険・・・会員が他人の身体や財物に損害を負わせた場合。

対人・対物:1億円まで。

※事故をおこした場合、速やかにセンターに報告し職員の指示に従ってください。



損害賠償事故が多発！

保険の危機！

平成29年度、当センターは残念ながら高額な損害賠償事故が続き、それに伴い当センターが契約している保険会社代理店から下記の内容で注意を受けました。

- 契約時に保険料が上がる。
- 契約時に、保険会社から免責の設定を求められる。
- 現在契約している保険会社と契約更新が出来なくなる。

安全・適正就業委員会において、他センターの情報収集、就業規約の見直しの検討や、損害金の一部会員負担の検討、安全パトロール増強などについて協議しました。

まずは、会員の皆様に現状を理解していただき、安全パトロール等で会員に安全意識をの向上を図っていきます。



保険金が支払われない場合も！

保険金が支払われない場合について、「保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業者の故意または重過失があった場合」と約款に明記されております。

※重過失:わずかな注意さえすれば防げるのに、漫然とこれを見逃したり著しく注意が欠けている状態。

安全対策を怠り事故を起こした場合は、保険会社の判断で保険金が支払われず、センター・会員が負担しなければならないこととなります。

なお、シルバーの車、会員自家用車が損害(跳ね石等)を被っても賠償責任保険は適用外です。

注意

平成30年度安全スローガン決定！

会員の皆様から安全標語を募集した結果、多数のご応募をいただき誠にありがとうございました。
第1回安全・適正就業委員会において投票方式で選んだ結果、下記の標語を今年度のスローガンに決定しました。

「これくらい」 思う心が 事故のもと

加茂 寺尾 勝 作

平成29年度木津川市シルバー人材センター事故内容

傷害事故(7件)

作業内容	事故の状況
剪定作業	作業中に石につまずき転倒し、腕を骨折。
除草作業	草刈機の刃がツルにからまり、取り除く際に指を切傷。
除草・剪定・清掃	作業中にハチに刺される。5件

物損事故(13件)

作業内容	事故の状況
除草作業	草刈機による跳ね石で、通行中の車のガラスを破損。
除草作業	草刈機で誤って水道管を切断。
除草作業	草刈機による跳ね石で、駐車中の車のガラスを破損。
剪定作業	電柱の控え線にセンターの車が接触。
除草作業	草刈機で誤ってセンターの車のタイヤを破損。
家具の移動	センターの車を発進させる際、他のセンターの車に接触。
除草作業	草刈機による跳ね石で、近隣住民の車のガラスを破損。
剪定作業	屋根瓦に枝が落下し、瓦を破損。
除草作業	センターの車をバックさせた際、石に接触しテールランプを破損。
剪定作業	剪定クズが駐車中の車に落ち、車体に傷を付ける。
その他	3件



**今年度！
保険料！
上がりました！
会員一人あたりの
保険料が、年会費を
上回っています。**

平成29年度当センターの事故は傷害事故が7件(前年比4件減)、物損事故は13件(前年比7件増)と物損事故が大幅に増加しました。

物損事故は、「草刈機による物損」が5件と一番多く、続いて「車の接触による物損」が3件です。草刈機による物損は、「大丈夫だろう」という**過信**、車の接触による物損は、「周囲の確認不足」の**不注意**によるものです。

不幸中の幸いにも、他人へケガを負わせる事故は発生しておりませんが、一步間違えば重大な人身事故にも繋がります。

いずれの事故も、対策や注意で未然に防げる事故ばかりです。

会員一人ひとりが、絶対に事故を起こさないという安全意識をもって就業してください。



事故0を目指し

安全第一で就業しましょう！